

1. 件名：国立研究開発法人日本原子力研究開発機構高速実験炉原子炉施設の
設置変更許可申請に係る事業者とのヒアリング（４１）

2. 日時：令和２年９月２９日（火） １２：５０～１３：３０

3. 場所：原子力規制庁１０階南会議室
※本ヒアリングは、テレビ会議システムで実施

4. 出席者

原子力規制庁

原子力規制部 審査グループ 研究炉等審査部門

菅原企画調査官、小舞管理官補佐、有吉上席安全審査官、

片野安全審査官、佐々木技術参与、加藤係員、山田係員

国立研究開発法人日本原子力研究開発機構

安全・核セキュリティ統括部 安全・核セキュリティ推進室 担当者

大洗研究所 高速実験炉部 部長 他７名

5. 要旨

○原子力規制庁から、同日に実施した「第 375 回核燃料施設等の新規制基準適合性に係る審査会合」における、国立研究開発法人日本原子力研究開発機構（以下「原子力機構」という。）大洗研究所（南地区）高速実験炉原子炉施設「常陽」について、以下の指摘事項の確認及び補足説明を行った。

（１）第 8 条（火災による損傷の防止）

- ・火災防護対象機器の選定に当たっての考え方を説明し、選定対象に抜け漏れがないことを説明すること。
- ・火災防護対象機器の個別具体的な機器選定に当たっては、機器等の全体像を示したうえで、選定プロセスを明確にして説明すること。
- ・地震時におけるナトリウム火災の発生防止策について、ナトリウム内包機器の耐震強度を適切に設定することを含めて説明すること。
- ・ナトリウムが漏えいした際に想定される、不燃性材料への化学的影響（腐食等）も踏まえ、使用している不燃性材料の適切性を説明すること。

（２）第 5 3 条（多量の放射性物質等を放出する事故（BDBA）の拡大の防止）

- ・事故シーケンスの選定に当たっては、発生頻度等の前提条件を付さずに網羅的に選定した結果を示すこと。

- ・設計基準事故等からBDBAまで事象に対する深層防護対策の考え方を示して説明すること。

○原子力機構から、承知した旨の返答があった。

6. 提出資料

なし